

# 飲食店等の皆様へ

## 「まん延防止等重点措置」に伴う要請にご協力ください

国による「まん延防止等重点措置」の適用を受け、県から飲食店等に対して**営業時間短縮及び酒類提供の禁止などの要請**を行いました。

要請の概要は、下記のとおりです。

**また、営業時間短縮にご協力いただいた事業者を対象に協力金を支給します。**

**具体的な、協力金の申請手続きについては、五泉市のホームページ等で改めてお知らせいたします。**

## 要請の概要

**対象区域** 新潟県全域

**要請期間** 令和4年1月21日(金)0時から令和4年2月13日(日)24時まで(全24日間)  
※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までには協力を開始

**対象店舗** 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗  
(結婚式場、居酒屋、バー、カラオケボックス等を含む)

※対象外店舗: 宅配・テイクアウト専門店、コンビニ等のイートインスペース、飲食スペースのないキッチンカー、宿泊客のみに飲食を提供する宿泊施設

## 要請内容

### 1 営業時間の短縮及び酒類提供の制限

- ① 営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供を行わないこと(利用者の持込を含む)  
ただし、「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」は、②を選択することも可能
- ② 営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ること(利用者の持込を含む)

※「にいがた安心なお店応援プロジェクト認証店」以外の店舗は、酒類の提供が終日禁止されます。

【法第31条の6第1項に基づく要請】

### 2 人数の制限(上記①と②共通)

同一グループの同一テーブルでの会食は4人以内とすること

※感染が急速に拡大していることから、ワクチン・検査パッケージ制度の適用、対象者全員検査の実施による人数制限の緩和は行わない

【法第24条第9項に基づく要請】

## 対象店舗を見回り、協力状況を確認します。

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31の6第1項に基づく要請であり、応じていただけなかった場合は、命令、罰則(過料)といった手続きを講ずる場合があります。

## 協力金の不正受給は犯罪です！

虚偽申請・不正受給は犯罪です。虚偽の申請は重大な犯罪になる可能性がありますので、適正な申請をお願いします。

# 協力金の支給要件

- 要請対象となる施設を営む法人又は個人事業主で、令和4年1月20日以前から営業し、申請時点において営業を継続していること
- 要請期間の全ての日において、経営する全ての対象施設が上記要請に全面的に協力すること
  - ※準備等、やむを得ない事情がある場合は、1月24日(月)0時までには協力を開始  
その際は、準備期間の日数は支給対象日数から除かれます。
  - ※従前より、5時から20時までの時間の範囲内で営業している店舗は支給対象外
- 業種別ガイドラインに基づく感染防止対策を実施していること
- 営業時間短縮又は休業について、店頭ポスター、チラシ、HPなどで周知すること。



- ※申請に際しての必要書類
  - ・「屋号・店名や飲食スペース、感染防止対策の実施が分かる店舗の外観・内観の写真」
  - ・「営業時間短縮又は休業に関して告知するHP、SNS、店頭ポスターの写真、チラシ、DMなど」

## 支給金額の算定

### ① 5時から20時までの時間短縮営業（酒類提供禁止）

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～7万5000円以下	7万5000円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	3万円/日	3～10万円/日 (1日の売上高の4割)	10万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円		

### ② 5時から21時までの時間短縮営業（酒類提供は20時までに限る） ※認証飲食店のみ選択可

		前年度又は前々年度の1日当たりの売上高		
		～8万3333円以下	8万3333円超～25万円以下	25万円超～
中小企業者	A 売上高による方法	2.5万円/日	2.5～7.5万円/日 (1日の売上高の3割)	7.5万円/日
	B 売上高減少額による方法	【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		
大企業(売上高減少額による方法)		【計算式】1日当たりの協力金額＝前年度又は前々年度からの1日当たり売上高減少額×0.4 【上限額】20万円又は前年度若しくは前々年度の1日当たり売上高×0.3のいずれか低い額		

(参考) 認証店とそれ以外の店舗の時短要請期間内の営業時間と酒類提供

通常の営業時間	認証店以外	認証店（申請中含む）
20時を超えて21時までの営業	20時までの時短営業 (酒類提供禁止)	20時までの時短営業（酒類提供禁止）
21時を超えた営業		いずれかを選択 ①20時までの時短営業（酒類提供禁止） ②21時までの時短営業（酒類提供20時まで）

## お問い合わせ先

- 【要請について】 新潟県防災局危機対策課 025-282-1636
- 【協力金について】 五泉市 商工観光課  
電話番号：0250-43-3911